

建築物石綿含有建材調査者講習開催(一般)のご案内

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

【日 時】令和7年11月11日(火) 9:00~16:40 (受付8:15 オリエンテーション8:50)

12日(水) 9:00~17:00 (同上)

【場 所】(公財)岩手労働基準協会 研修センター (盛岡市北飯岡1-10-25 TEL019-681-9911) ※駐車場あり

※会場案内図は当協会ホームページでご確認下さい。必要な場合、FAXでもご案内しますのでご連絡下さい。

【受講資格】①本講習を受講するためには、受講申込書に記載の12種の受講資格のとおり、学歴等に応じて建築あるいは石綿含有建材調査に関する実務の経験年数が必要となります。

②18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証明書が有効となります。)

【カリキュラム】

1日目		2日目	
8:50~9:00	オリエンテーション	8:50~9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1(1H)	9:00~14:10	目視調査の実際と留意点(4H)
10:10~11:10	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2(1H)	14:20~15:20	建築物石綿含有建材調査報告書の作成(1H)
11:20~16:40	石綿含有建材の建築図面調査(4H)	15:30~17:00	修了試験(90分)

【修了試験】上記について、修了考査を行います。鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムをご持参下さい。

※遅刻、欠課、早退者は修了試験を受けられませんので必ず所定時間を受講して下さい。

【受講料等】[全科目受講者] 受講料 35,750 円、テキスト代 5,280 円合計 41,030 円(消費税 10%込)

[一部免除者] 受講料 28,600 円、テキスト代 5,280 円合計 33,880 円(消費税 10%込)

【一部免除】次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

受講資格区分(1)「石綿作業主任者技能講習」の修了者

【免除科目】建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1

【申込方法】「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真2枚(右図参照)

を添えてお申し込み下さい。

(受講申込書は速やかに提出いただきますようご協力をお願いいたします。)

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911 FAX 019-681-1018

※一部免除申請のある方は、該当する修了証の写しを添付お願いいたします。

※銀行振込の場合は、下記口座へ10月21日までに(協会窓口への持参・現金書留可)お振込み願います。

お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。

岩手銀行県庁支店(普) 0103622 (公財) 岩手労働基準協会

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911・FAX 019-681-1018

【申込締切日】10月21日(火) ただし定員60名になり次第締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、予約申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

【キャンセルの取扱】11月4日(火)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。

【その他】受講資格(1)の方は石綿作業主任者技能講習修了証を、(7)の方は特定化学物質等作業主任者技能講習修了証を必ずご持参ください。当日忘れた場合は受講出来ませんのでご注意ください。

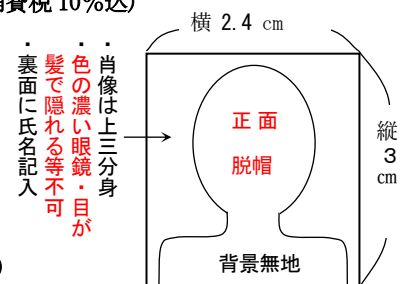
受講票を郵送いたしますので、当日講習会場の受付でご提示をお願いいたします。(10/29(水)発送)

当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますので、ご協力をお願いいたします。

雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。

【再試験】不合格となった方に講義を受講したことを証する書類を交付(「受講証明書」)いたします。有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。



(別 紙 3)

建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て等）受講申込書

〔開催日： 令和 7 年 11 月 11 日（火）～ 11 月 12 日（水）〕

ふりがな			併記を希望する場合の旧姓又は通称 ※
氏 名			
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生		
現 住 所	〒 ー 電話番号 ※緊急時に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。		
所属事業場 住 所 等	所 在 地 〒 ー 事業所名 電 話 () FAX ()	担当者名 内 線 ()	

受付
番号

顔写真1枚
写真サイズ
タテ30mm
ヨコ24mm
無背景のもの
写真裏面に氏名を
記入して下さい。

受講資格 下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号どれかひとつに○印を付けて下さい。
また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

受講 記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び次頁の実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	次頁の実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び次頁の実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	次頁の実務経験証明D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	次頁の実務経験証明E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	次頁の実務経験証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証写し及び次頁の実務経験証明C

令和 年 月 日

公益財団法人岩手労働基準協会 代表理事 殿

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

受講者名(本人自署)

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 旧姓を使用した氏名又は通称を希望する場合は、併記する旧姓又は通称を記入して下さい。3枚目の添付書類の内訳に記載した確認書類を添付して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、講習を実施するために使用するものであり受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

※この欄には記入しないこと。

※受講料の振込予定日を下記に記入願います。

統括実施管理者	担当者	原本確認

振込予定日
月 日
領収証有無 必要 ・ 不要

実務経験証明欄 A : 受講資格 (2) (3) (4) (5) の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴	科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	
建築に関する実務経験年月	
年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
所 在 地	
事 業 所 名	
代表者役職・氏名	印

実務経験証明欄 B : 受講資格 (6) の実務経験証明欄

建築に関して 11 年以上の実務経験
年 月 ～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。
所 在 地
事 業 所 名
代表者役職・氏名
印

実務経験証明欄 C : 受講資格 (7) (12) の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験
年 月 ～ 年 月 (年 月)
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律 (平成 17 年法律第 108 号) による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し、又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。
所 在 地
事 業 所 名
代表者役職・氏名
印

実務経験証明欄 D : 受講資格 (8) (9) (11) の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政 (石綿の飛散の防止に関するものに限る。) 又は、労働基準監督官のいずれかにおいて 2 年以上の実務経験年月
年 月 ～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。
所 在 地
行 政 機 関 名
代表者役職・氏名
印

実務経験証明欄 E : 受講資格 (10) の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。
所 在 地
行 政 機 関 名
代表者役職・氏名
印

添付書類 ※下記書類を添付してください

○受講記号（１）の添付書類

受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類【石綿作業主任者技能講習修了証の写し】

※当日修了証をご持参してください

○受講記号（２）～（５）の添付書類

受講資格に必要な学歴を証明する書類【卒業証書の写し又は卒業証明書】

※証明書類に記載されている氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる(新旧の氏名が記載されている)戸籍抄本等を添付願います。

○受講記号（７）の添付書類

受講資格に必要な資格を証明する書類

【(平成 17 年法律第 108 号) による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し】

※当日修了証をご持参してください。

○受講記号（12）の添付書類

【第一種作業環境測定士登録証又は第二種作業環境測定士登録証の写し】

※当日修了証をご持参してください。

○ 旧姓又は通称の併記を希望する場合は、確認資料として次の書類を添付してください。

ア 旧姓の併記を希望する場合

戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書

イ 通称の併記を希望する場合

住民票又はそれに類する証明書

※ いずれも写しを添付し、受講当日正本を提示してください。